

東京地方裁判所民事第20部合議C係 御中

平成30年(フ)第8585号

破産者 株式会社エム・テック

## 破産手続廃止決定証明申請書

上記の者に対する破産事件について、破産財団をもって破産手続費用を支弁するのに不足すると認められ、令和3年9月22日破産手続廃止の決定があったことを証明されたく申請する。

以上

令和3年9月22日

破産管財人弁護士 北 秀 昭



上記証明する。

同日同庁

裁判所書記官 三浦恵美子

